

市民公益活動促進条例の前文に規定すべき内容

わたしたち市民は、歴史、文化、自然環境など名張市の地域資源を生かした個性豊かなまちづくり、そして、生涯にわたって安心して暮らせるまちの実現に大きな希望と夢を抱いています。

今、地方分権の推進、人々の価値観や生活様式の多様化など、わたしたちを取り巻く状況が大きく変化するなかで、次々と生まれてくる課題に向かって、市民自らが自発的、主体的に取り組もうとする活動が活発化しています。

新しい時代に対応できる地域社会をつくるためには、自立と公益の意識のもとに多様な主体が社会の担い手として積極的に参加し、役割と責任の自覚のもとにまちづくりに取り組むことが大切です。

市民公益活動は、人と人とのつながりや培ってきた経験・知識を社会に生かす場となり、わたしたち市民の力を多彩な分野で発揮することが、魅力と活力にあふれた地域社会を築く原動力になると確信します。

わたしたちは、市民公益活動の意義を認め合い、相互の信頼のもとに促進することにより、誇りのもてる「自治のまち」を創造するため、ここに名張市市民公益活動促進条例を制定します。